

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和2年7月15日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、4名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。
引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。
また、1名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

(1) 府469例目（20歳代女性、山城北保健所管内在住）

（経過）

7月12日 発熱（37.8℃）、頭痛、下痢、倦怠感

7月14日 帰国者・接触者外来受診、検体採取、陽性判明

（現在判明している概要）

無職

（接触者）

調査中

(2) 府470例目（10歳代男性、京都市内在住）

（経過）

7月6日 頭痛

7月13日 帰国者・接触者外来受診、検体採取

7月15日 陽性判明

（現在判明している概要）

学生

（接触者）

調査中



(3) 府471例目（20歳代男性、南丹保健所管内在住）

（経過）

7月14日 咳、全身倦怠感

7月15日 発熱（38.3℃）、味覚障害

帰国者・接触者外来を受診、検体採取、陽性判明、入院中

（現在判明している概要）

会社員

（接触者）

調査中

(4) 府472例目（20歳代男性、中丹東保健所管内在住）

（経過）

7月8日 発熱（38℃）、咽頭痛

7月14日 帰国者・接触者外来を受診、検体採取

7月15日 陽性判明

（接触者）

調査中

2 退院及び入院勧告解除の状況

以下の1名について、厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除
・府内421例目

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- 1 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- 2 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後
に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取
した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

報道に当たっては、個人情報保護の御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の
取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

本件に関する問い合わせ先 075-414-4723
その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 075-414-4726